

松阪市公民館条例

改正後					改正前					
<p>(使用の許可等)</p> <p>第6条 公民館の施設又は設備は、公民館の事業実施以外にこれを使用してはならない。ただし、教育委員会が公民館の事業実施に差し支えないと認めるときは、その施設又は設備の使用を許可することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(4) 法第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p> <p>別表第2（第5条及び第7条関係） その1 松阪市松阪公民館</p>					<p>(使用の許可等)</p> <p>第6条 公民館の施設又は設備は、公民館の事業実施以外にこれを使用してはならない。ただし、教育委員会が特に社会教育を目的とする団体等でその目的のため公民館を使用しようとするものに限り公民館の事業実施に差し支えないと認めるときは、その施設又は設備の使用を許可することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第8条 使用料は、教育委員会規則で定めるところにより免除することができる。</p> <p>別表第2（第5条及び第7条関係） その1 松阪市松阪公民館</p>					
使用区分	使用時間	使用料			摘要	使用区分	使用時間	料金（単位：円）		摘要
		会場		各室共				大会議室		
		各室共	ホール							
午前	午前9時から 正午まで	1,870円	4,020円	倉庫を使用する場合は、 月額490円（1㎡当たり）	午前	午前8時30分から 正午まで	880	1,760	① 冷暖房使用の場合は、午前、午後、夜間を単位として各々大会議室	
					午後	午後1時から 午後5時まで	1,100	2,200		

改正後					改正前				
午後	午後1時から 午後5時まで	2,180円	5,050円	を徴収する。	昼間	午前8時30分から 午後5時まで	1,870	3,740	については冷房 2,200円、暖房 2,640円その他の各 室については冷房 1,100円、暖房 1,320円を徴収す る。 ② 倉庫使用の場合 は、1か月を単位と して1㎡につき490 円を徴収する。
夜間	午後6時から 午後9時まで	1,870円	4,020円		夜間	午後6時から 午後9時まで	1,100	2,200	
				午後 夜間	午後1時から 午後9時まで	2,090	4,180		
				昼夜	午前8時30分から 午後9時まで	2,970	5,940		

その2 その他公民館（他の条例等で定めのある公民館は除く。）

使用区 分	使用時間	使用料			
		大会議室	調理室	小会議室	和室
午前	午前8時30分か ら 正午まで	2,560円	1,120円	1,210円	1,530円
午後	午後1時から 午後5時まで	2,640円	1,280円	1,380円	1,650円
夜間	午後6時から 午後9時まで	2,200円	960円	1,040円	1,310円

その3 その他施設

その2 その他公民館（他の条例等で定めのある公民館は除く。）

使用区分	使用時間	料金（単位：円）			
		会場		冷暖房	
		大会議室 調理室	小会議室 和室	大会議室	小会議室 和室
午前	午前8時30分から 正午まで	880	550	880	550
午後	午後1時から 午後5時まで	880	550	880	550
夜間	午後6時から 午後9時まで	1,100	770	880	550

その3 その他施設

改正後							改正前						
使用区分	使用時間	使用料					(単位：円)						
		グラウンド		体育館		嬉野宇気郷公民館 陶芸室	中郷公民館 グラウンド		照明使用料				
		中郷公民館	嬉野宇気郷公民館	中郷公民館	嬉野宇気郷公民館		中郷公民館 体育館		照明使用料				
午前	午前8時30分から 正午まで	1,320円		1,230円		820円	嬉野宇気郷公民館 陶芸室 (窯含む)		午前	午前8時30分から 正午まで	1,100		
午後	午後1時から 午後5時まで	1,320円		1,350円		820円			午後	午後1時から 午後5時まで	1,100		
夜間	午後6時から 午後9時まで	2,640円	-	1,320円		1,230円			夜間	午後6時から 午後9時まで	1,650		
							ガス使用料は実費負担とする。						